

第42回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 1997年6月24日（火）10:00～12:00

2. 場 所 委員会会議室

3. 出席者 伊原委員長代理、田畑委員、藤家委員
坂田科学技術庁科学技術政策局計画課長
廣部成蹊大学法学部教授
（事務局等）今村審議官、林政策課長
村田原子力調査室長
池本専門委員
政策課 塩崎、堀田
研究技術課 佐藤、石川
原子力調査室 杉本、新井

4. 議 題

- （1）平成10年度原子力関係予算の処理について
- （2）越境損害の法的救済に関する調査について（平成8年度委託調査結果）
- （3）原子力委員会参与の任命について
- （4）原子力委員会専門委員の変更について
- （5）その他

5. 配布資料

- 資料1 第41回原子力委員会臨時会議議事録（案）
- 資料2 財政構造改革の推進について
- 資料3-1 国の研究開発全般に共通する評価の実施方策の在り方について
- 資料3-2 国の研究開発全般に共通する評価の実施方策の在り方についての大綱的指針（案）（概要）
- 資料3-3 評価指針策定小委員会主査所感
- 資料4 平成10年度原子力関係予算の処理について（案）
- 資料5-1 越境損害の法的救済に関する調査について
- 資料5-2 越境損害の法的救済に関する調査報告書
- 資料6 原子力委員会参与の任命について
- 資料7 原子力委員会専門委員の変更について

6. 審議事項

（1）議事録の確認

事務局作成の資料1第41回原子力委員会臨時会議議事録（案）が了承された。

（2）平成10年度原子力関係予算の処理について

事務局より、標記の予算の処理に当たって、政府の財政状況や科学技術基本計画を踏まえた研究開発に係る評価の動向等についても十分把握した上で検討する必要があることから、財政構造改革における原子力関係予算の扱い及び科学技術会議において現在検討されている研究開発に係る評価指針の策定動向について報告することとしたい旨発言があり、資料2に基づき、平成9年6月3日に閣議決定された「財政構造改革の推進について」中の原子力に関係する部分について報告があった。

これに対し委員より、

- ・ 国の財政状況が厳しいことはよく理解しており、原子力委員会としても、原子

力関係予算の見積りの審議の際にこの基本的な考え方を踏まえていくことになる

- ・基本的にはこの閣議決定の考え方でいくのだろうが、原子力全般を見たときには、原子力はエネルギー関連施策だけでなく、医療利用など一般科学の面から見て重要な研究開発活動が多くあることを十分に考慮していくべき

等の意見があった。

引き続き、科学技術庁科学技術政策局より資料3-1、資料3-2及び資料3-3に基づき、国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針の概要について報告があった。

これに対し委員より、

- ・本指針は非常に重要であり、今まで評価体制を整備していなかった面については一度に全てはできないだろうが、段階的に体制整備を行っていき、定着させることが大切
- ・我が国においても、近年研究評価が大切であるとの認識は定着してきたと思う。予算や事前評価を踏まえて研究課題をどう決めるかが重要。予算に流動性をもたせ、大規模な研究についても評価を反映させていくべき
- ・本指針の策定は重要な一歩であり、研究機関によっては既に外部評価を取り入れているところもある。評価にはプロジェクトなどの成果の評価と、立ち上げる際の事前の評価がある。各研究所によってやり方は異なるかもしれないが、本指針を踏まえていくことが大切
- ・これまでは、評価に際して被評価者の側が説明し評価者に理解してもらおうといった感があったが、評価者の意見をその後の活動に十分反映させていくという本来のあり方に向かうべき。各研究機関が既に行っている評価のフェーズの違いや経験を活用しながら、しっかりしたものにしていくべき
- ・研究現場の裁量の範囲と評価のバランスをうまく取ることが大切
- ・あらかじめ内部評価をしてからオープンにするのではなく、先にオープンにした上で評価内容を議論し、理解していくことが大切。この意味で第三者評価は重要

等の意見があった。

以上の審議の後、事務局より資料4に基づき、平成10年度の原子力関係予算の処理について説明がなされ、委員より、

- ・財政構造改革に関する具体的な閣議決定や動燃改革検討委員会での議論、研究評価指針が、原子力関係予算の見積りにうまくつながっていくことが重要
- ・説明のあった財政構造改革に関する閣議決定や研究評価指針策定の動向を踏まえると、これまでどおりのやり方を変える必要が生じてくるかもしれないが、それらについては本案の記述で包括されると考えられる

等の意見があり、審議した結果、標記の件が原案どおり決定された。

(3) 越境損害の法的救済に関する調査について

標記の件について、廣部成蹊大学法学部教授より資料5-1及び資料5-2に基づき、IAEAにおけるウィーン条約改正に向けた検討及び補完基金条約案の検討の動向等、調査の概要について報告があった。

これに対し委員より

- ・東アジアにおける原子力活動が活発化していくことも踏まえると、ウィーン条約に加入するかどうかは大切な問題であるが、その際の国内法との関連は十分検討する必要がある

等の意見があった。

(4) 原子力委員会参与の任命について及び原子力委員会専門委員の変更について

標記の件については、人事案件のため非公開で審議することとした上で、事務局より資料6及び資料7に基づき説明がなされ、了承された。